

特別徴収義務者様

兵庫県三田市税務課長 増田 治

令和6年度市県民税・森林環境税の特別徴収について（お願い）

平素は、本市税務事務につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度市県民税・森林環境税特別徴収につきましては、以下の点を特にご留意いただきますようお願いいたします。

1 特別徴収義務者とは

給与所得者（納税者）の市県民税・森林環境税を給料から天引きし、その徴収した税額を納入していただく事業主・雇用主を特別徴収義務者といいます。

2 給与所得者の異動について

同封の「市県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」は、**4月8日（月）までに本市が受理した「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」等を反映**しています。

したがって、**4月9日（火）以後に受理した異動届出書等により、6月分の税額が変更になる場合は、5月末頃に変更通知書を発送いたしますので必ずご確認ください。**

また、今回お送りした通知書に記載されている方以外で特別徴収が可能になった方がいる場合は「特別徴収切替依頼書」を、特別徴収できない方や転勤された方が含まれている場合は「給与所得者異動届出書」を、**5月23日（木）まで**に下記にご提出ください。

なお、転勤された方の通知書（納税義務者用）は、お手数ながら転勤先への転送をお願いいたします。

3 特別徴収納入書について**① 納入書が同封されている場合**

銀行等の地方税納付サービス利用等により納入書が不要になった場合は、裏面の「連絡票」をご記入いただき、FAX・郵送又は電子申請にてご連絡ください。納入書に記載している特別徴収義務者様の所在地等は、**4月23日（火）までに本市が受理した「名称・所在地等変更届」を反映**しています。

② 納入書が同封されていない場合

令和6年度給与支払報告書の総括表で「納入書不要」とされた特別徴収義務者様には、納入書を同封していません。納入書が必要な場合は、裏面の「連絡票」をご記入いただき、FAX・郵送又は電子申請にてご連絡ください。

4 市・県民税の定額減税について

定額減税の対象者は令和6年度6月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11ヶ月に分割して徴収します。

5 特別徴収義務者用税額通知について

特別徴収義務者用の税額通知について、eLTAXを介した正本通知を希望されている場合は書面ではお送りしておりませんが、1枚のみ宛名を印刷し、書類送付用として使用しております。なお、提出期限（1月末）を過ぎて給与支払報告書を提出された場合は、ご希望の税額通知受取方法が反映できていない場合があります。

<連絡先>三田市役所 税務課 市民税係
〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
TEL(079)559-5053(直通) FAX(079)563-5697

(裏面もご覧ください)

三田市連絡票(兼FAX通信票) (FAX 079-563-5697)

令和6年5月 日

特別徴収義務者指定番号

_____ ※必ず記入してください。

納入書について (必要 ・ 不要)

※どちらかを○で囲んでください。

※現行と変更のない場合は、記入・送付の必要はありません。

特別徴収義務者名 (事業所名) _____

部 課

担当者名 _____

電 話 _____ 内線 _____

※提出については、令和6年5月末までにお願いいたします。

※FAXをご利用の際は、個人情報の保護のため、従業員の方の氏名や個人番号(マイナンバー)等をこの用紙に記入しないでください。

★インターネットで電子申請可能です

スマートフォンやPCで下記URLまたは右記2次元コードから電子申請できますので
ご活用ください。

<https://logoform.jp/form/hyogo-sanda/33523>

